

空家対策と相続人について

- 空家名義人等の相続人には、空家の管理義務が発生します。
- 市が空家対策を行う場合、相続人へ対応を依頼します。
- 市が行政代執行として解体等を行う場合、相続人から費用を強制徴収します。
- 関わっていない（知らない）空家であっても、民法により管理義務が発生しています。
- 相続人ではないと法的に認められるためには、相続放棄をする必要があります。

【相続放棄について】

市では、相続人（適切な管理の要請や、費用を請求する相手先）を調査しており、相続放棄の有無について確認しています。

○相続放棄をされた場合は、裁判所発行の申述受理通知書や受理証明書の写しをお送りください。

○市では、相続人と推定される方を調査し文書をお送りしていますが、誤っている場合はお知らせください。

○相続人と推定される御兄弟や親戚の方にも同様の文書をお送りしています。

○相続放棄は、相続人が家庭裁判所へ申し立てる手続であり、市で処理することはできません。

○市では、相続放棄にかかる具体的な手続等の相談については対応できませんので、司法書士や弁護士へお尋ねください。 ※名義人との続柄が複雑な場合等は、誰の相続放棄をすればよいか十分御検討ください。

○市として相続放棄を推奨しているものではありません。

【備 考】

相続放棄は家庭裁判所で手続をする必要があり、「被相続人（亡くなった方）の最後の住所地の家庭裁判所へ、必要書類をそろえて、相続の開始があったことを知ったときから 3 か月以内にしなければならない」等の決まりがあります。

詳細は裁判所 HP 等を御確認いただくか、家庭裁判所等へ御相談ください。

（web で「相続の放棄の申述」で検索、又は右記 QR コード読み取り）

※相続放棄の手続は、司法書士や弁護士へ依頼することができます。



【関係民法抜粋】

第 822 条 相続は、死亡によって開始する。

第 896 条 相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。ただし、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない。

第 915 条 相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から三箇月以内に、相続について、単純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならない。ただし、この期間は、利害関係人又は検察官の請求によって、家庭裁判所において伸長することができる。

第 918 条 相続人は、その固有財産におけるのと同じの注意をもって、相続財産を管理しなければならない。ただし、相続の承認又は放棄をしたときは、この限りでない。